

保育児童数の算定方法

1 保育児童数について

- (1) 各月において職員と保育所との間に受託契約がなされており、かつ各月において15日以上保育した職員の児童を保育児童数として算定する。なお、臨時に保育した児童については次の(2)による。
- (2) 臨時に保育した児童については、下記の方法により換算した上で保育児童数として算定できる。ただし、1日単位で保育した児童についてのみとし、時間単位以下で保育した児童については算定しない。

(1)、(2)に基づき算定した各月における保育児童数を年間平均した人数が4.0人以上であれば4人未満の月があってもⅡ型とする。ただし、4人未満が6ヶ月以上の場合はⅡ型の補助対象外(Ⅰ型で補助対象)とする。その他の区分においても同様の考え方とする。

(例) ① 4月～10月までが5人、11月～3月までが3人の場合

$\{(5人 \times 7ヶ月) + (3人 \times 5ヶ月) \div 12ヶ月\} = 4.16 \dots 人$ (小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出) $\rightarrow 4.2人 \rightarrow$ Ⅱ型

② 4月～9月までが5人、10月～3月までが3人の場合

$\{(5人 \times 6ヶ月) + (3人 \times 6ヶ月) \div 12ヶ月\} = 4.0人 \rightarrow$ 補助対象外
(Ⅰ型で対象)

【(2)の換算方法】

$\text{(保育児童換算数)} = \frac{\text{(臨時に保育した児童の月間延保育日数)}}{\text{(実際の月間延開所日数)}}$

(例) 1日8時間、20日開所した保育所において、

15日間以上保育した児童 3人

6日間臨時に保育した児童 1人

5日間臨時に保育した児童 2人 の場合

臨時に保育した児童を換算すると

$6日 \div 20日 = 0.3人$

$5日 \div 20日 = 0.25人$

【合計】 $3人 + 0.3人 + 0.25人 \times 2人 = 3.8人$ (小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出) $\rightarrow 3.8人$

保育士数等の按分方法

1 保育士数等の按分について

① 対象施設の職員以外の児童を受け入れている場合、②当該保育士が他の保育施設（医療機関内等）や他の業務と兼務している場合、保育士数等は按分数値を記載してください。

【①の按分方法】

$$(\text{保育士按分数}) = (\text{保育士数}) \times \frac{(\text{対象施設の職員の児童数})}{(\text{総児童数})}$$

(例) 保育士数 4人

対象施設の職員の児童数 5人

対象施設の職員以外の児童数 2人 (保育所の総児童数 7人) の場合

$$\Rightarrow \text{保育士按分数} = 4人 \times (5人 / 7人) = 2.85人 \rightarrow \underline{2.9人}$$

(小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出)

(例) 保育士Aの給与(年間) 4,000,000円

対象施設の職員の児童数 5人

対象施設の職員以外の児童数 2人 (保育所の総児童数 7人) の場合

$$\Rightarrow \text{保育士Aの給与(年間)} = 4,000,000円 \times (5人 / 7人) = 2,857,143円$$

(小数点第1位を四捨五入し、算出)

【②の按分方法】

$$(\text{保育士按分数}) = 1人 \times \frac{(\text{対象保育所での工数})}{(\text{保育士の総工数})}$$

(例) 当該保育士の一ヶ月の総工数 160時間

当該保育士の対象保育所での一ヶ月の工数 95時間 の場合

$$\Rightarrow \text{保育士按分数} = 1人 \times (95 / 160) = 0.59人 \rightarrow \underline{0.6人}$$

(小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出)

(例) 保育士Aの給与(年間) 4,000,000円

当該保育士の一ヶ月の総工数 160時間

当該保育士の対象保育所での一ヶ月の工数 95時間 の場合

$$\Rightarrow \text{保育士Aの給与(年間)} = 4,000,000円 \times (95 / 160)$$

= 2,375,000円 (小数点第1位を四捨五入し、算出)